

議第198号 令和6年度京都市自動車運送事業
特別会計補正予算

補正予算に関する説明書

令和6年度京都市自動車運送事業特別会計補正予算実施計画

収 益 の 支 出

款	項	目	補正予定額	備 考
1 自動車運送事業費用	1 営業費用		千円	
			926,000	
			926,000	職員の給料等
		1 構築物保存費	2,923	
		2 車両保存費	24,490	
		3 運 転 費	826,990	
		4 運輸管理費	53,613	
		5 一般管理費	17,984	

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	計		
	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
補 正 後	1	1,194	4,043,212	4,757,316	8,800,528	1,653,486	10,454,014
補 正 前	1	1,194	3,837,592	4,075,141	7,912,733	1,615,281	9,528,014
比 較	0	0	205,620	682,175	887,795	38,205	926,000

注 法定福利費については、法定福利費引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	超過勤務 手 当	特殊勤務 手 当	期末手当	通勤手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	196,505	426,706	917,048	68,543	1,832,336	128,923
	補 正 前	196,505	406,144	762,013	68,543	1,669,215	128,923
	比 較	0	20,562	155,035	0	163,121	0

手 当 の 内 訳	区 分	住居手当	退職給付引 当金繰入額	管 理 職 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	89,530	1,016,721	25,040	1,090	54,874
	補 正 前	89,530	676,264	25,040	1,090	51,874
	比 較	0	340,457	0	0	3,000

注 期末手当については、賞与引当金繰入額を含む。

一般職職員1人当たり給与費の状況

区 分	1 人 当 た り 給 与 費
補 正 後	千円 6,384
補 正 前	5,964

注 会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増△減額	増 減 事 由 別 内 訳		備 考
	千円		千円	
給 料	205,534	1 給与改定に伴う増△減分	205,534	給与改定の状況 月例給の引上げ 平均 2.23% (令和6年4月から適用) 期末手当の引上げ 0.10月 (令和6年12月から適用)
		2 その他の増△減分	—	
手 当	681,995	1 給与改定に伴う増△減分	587,995	
		2 その他の増△減分	94,000	

注 特別職を除く。

3 給料及び手当の状況

(1) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢（令和6年10月1日現在）

区 分		事務・技術 〔 企業職給料表 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表 〕	運 転 士 (企業職給料表)	運 転 士 (運輸職給料表)
給与改定後	平均給料月額	円 328,873	円 374,406	円 255,024
	平均給与月額	円 479,589	円 553,829	円 418,209
	平 均 年 齢	歳 46	歳 58	歳 45
給与改定前	平均給料月額	円 321,304	円 367,319	円 237,921
	平均給与月額	円 457,122	円 532,128	円 377,774
	平 均 年 齢	歳 46	歳 58	歳 45

注 各給料表適用の職員は、次のとおりである。

- (1) 企業職給料表 他の給料表の適用を受けないすべての職員
- (2) 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表 土木、建築、電気及び機械の技術業務に従事する職員
- (3) 運輸職給料表 市バス運転業務及び高速鉄道の駅職員業務等に従事する職員のうち、平成12年3月1日以後に採用された職員

4 自動車運送

(2) 期末手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
給与改定後	2.25 ^{月分}	2.35 ^{月分}	4.60 ^{月分}	有	
給与改定前	2.25 ^{月分}	2.25 ^{月分}	4.50 ^{月分}	有	
一般会計の制度	2.25 ^{月分}	2.35 ^{月分}	4.60 ^{月分}	有	勤勉手当を含む。

注1 特別職、再任用職員及び会計年度任用職員を除く。

注2 一般会計の制度は、令和6年度給与改定後の支給率等である。